平成２３年（フ）第１３３５号
名古屋市中村区二ツ橋町５丁目53番地の１
ハート青美301号
債務者　長谷川博美
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
鹿児島県曽於市末吉町深川6624番地２
債務者　小浦　孝司
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県鹿屋市海道町256番地２
債務者　上園　文隆
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市清水118番地
債務者　黒澤　和夫
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３７号
茨城県潮来市延方西1597，1598合併番地２
債務者　齋藤　達則
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４６号
茨城県鹿嶋市大字中1348番地１
債務者　小原　まさ
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４７号
茨城県鹿嶋市大字中1348番地１
債務者　小原　尚浩
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５０号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4755番地11
債務者　大川　敬次
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１００号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ｃ―302号
債務者　西澤　直子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２１号
奈良市桂木町18番209号
債務者　山野美智稔
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目267番地29
債務者　岸本伊智子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市曙２丁目22番31号　豊里アパート201
債務者　渡嘉敷香澄
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―104号県営天久高層住宅
債務者　糸洲ミヨ子（旧姓喜屋武）
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４３号
熊本県菊池郡大津町大字引水674番地19
債務者　吉田　和代
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４８号
川崎市中原区市ノ坪282番地　Ｕマンション401、前住所山口県山口市小郡上郷5260番地２　リースランドクリオネＤ―102号
債務者　帯刀　敦子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
川崎市高津区二子２丁目４番36号　コスモハイツ203
債務者　村田　飛花（旧姓國本）
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
川崎市川崎区鋼管通１丁目18番23号、前住所川崎市川崎区小田６丁目９番７―201号　ドアーズ
債務者　増澤　温子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係